**債権譲渡契約書**

　　[被保険者]　　（以下「甲」という。）及び独立行政法人日本貿易保険（以下「乙」という。）は、●年●月●日に署名された商業上の債務についての債務救済措置に関する日本国政府と●●政府との間の交換公文において定義される債権のうち甲が取得している別紙債権目録記載の債権（以下総称して「本件譲渡債権」という。）につき、下記のとおり債権譲渡契約（以下｢本契約｣という。）を締結する。

第１条（債権譲渡）

　本契約に定める条件に従い、甲は、乙に対し、平成●年●月●日（以下「譲渡日」という。）において、本件譲渡債権を譲り渡し、乙は、これを譲り受けるものとする（以下「本件債権譲渡」という。）。

第2条（売買代金及びその支払方法）

　乙は、甲に対し、譲渡日において、本件譲渡債権の対価として、別紙債権目録記載の各債権（各保険証券の各事故決済日ごとの債権をいう。）につきそれぞれ金1円、合計金●円を支払うものとする。

第3条（対抗要件）

1. 甲及び乙は、本件債権譲渡につき、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年6月12日法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第2条第1項及び第５条第１項に定める債権譲渡登記を共同して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、甲は、乙が指示した場合は、債権譲渡特例法第2条第2項に定める本件譲渡債権の債務者（以下「債務者」という。）に対する通知及び債務者の住所地法において債務者その他の第三者に対抗することができるために必要な手続きその他本件債権譲渡に関する債務者その他の第三者に対する対抗要件を具備するために必要な一切の手続きを行うものとする。

第4条（被保険者としての義務）

　甲は、本件債権譲渡後も、本件譲渡債権についての甲と乙との間の各保険契約（乙が貿易保険法の一部を改正する法律（平成１１年法律第２０２号）附則第7条第1項の規定により承継したものを含む。）、当該保険契約に適用される貿易一般保険約款その他の約款（改正前及びその後の一切の改正後の約款を含む。）及び特約書その他の合意書に基づく被保険者としての義務が甲によって履行されることが必要であると乙が判断して、当該義務の履行を乙が指示した場合には、これに従うものとする。

第5条（権利行使等委任の終了）

　甲が、本件譲渡債権について、乙に対して乙が定める様式の権利行使等委任状を提出している場合には、当該権利行使等委任状に基づく委任は、本契約第3条第1項に定める債権譲渡登記をもって当然に終了するものとする。

第6条（費用）

1. 本契約第3条第1項に定める債権譲渡登記に関する手数料は、乙が負担するものとする。
2. 本契約第3条第2項に定める本件債権譲渡に関する債務者その他の第三者に対する対抗要件の具備その他本件債権譲渡に関連して生じる費用（前項に定める費用を除く。）は、全て甲が負担するものとする。

第7条（守秘義務）

　甲は、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の存在、本契約の内容その他本契約に関連する一切の情報を第三者に開示せず、機密として保持するものとする。

第8条（損害賠償）

　甲の本契約上の債務の不履行により乙に損害、損失又は費用が発生した場合、甲は、乙に生じたかかる損害等の一切について賠償する責めを負うものとする。ただし、甲が自らに帰責事由がないことを証明し、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。

第9条（準拠法・合意管轄）

　本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、日本法に従い解釈されるものとする。また、本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第10条（規定外事項）

　本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、互いに誠意を持って協議のうえこれを解決する。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲（債権譲渡人）

[住所]

[名称]

[役職] [氏名]

乙（債権譲受人）

東京都千代田区西神田３丁目８番１号千代田ﾌｧｰｽﾄﾋﾞﾙ３Ｆ

　　独立行政法人　日本貿易保険

　　理事長　　今　野　秀　洋

別紙

債権目録

●年●月●日に署名された商業上の債務についての債務救済措置に関する日本国政府と●●政府との間の交換公文において定義される債権のうち甲が取得している下記記載の各債権

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 証券番号 | 建値 | 事故決済日 | 金額 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |